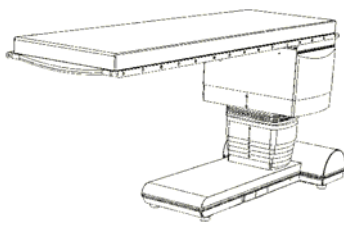
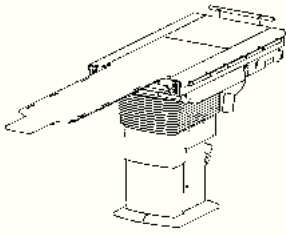



意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-210	医療用診察台

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-21	全	手術台
J7-22	全	患者監視機付き医療用ベッド
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D7-31	病室用ベッド	
D7-252	医療用いす	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
手術台		
医療用診察台		
定義		
診察・診療、手術・施術のための医療用寝台。		
登録 1107887 J7-21 手術台 	登録 1123268 J7-22 患者用治療台 	登録 1173329 J7-22 診察寝台 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
病室に使用するベッドは→病室用ベッド(D7-31)		
運動訓練機付ベッド→(J7-70)		
いすの形態をとるものについて、物品名に「いす」とつくもの→(D7-252)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
旧分類による呼称で「医療用ベッド」というものがあるが、これを「病室用ベッド」と混乱しないようにしたい。		
過去に分類した物品の名称		
医療用ベッド		